

学校給食センターの整備等について
(広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業
入札説明書（案）及び要求水準書（案）の概要）

I 入札説明書

第 1 事業内容

1 事業の目的

本事業は、「学校給食の充実にに向けた給食提供体制の見直し方針（令和 3 年 9 月）」に基づく取組の一つとして可部地区学校給食センターの調理能力を拡張して安佐市民病院跡地に建て替え、デリバリー方式の解消とともに現行の給食センター及び近隣の自校調理場の老朽化等の課題を解決し、全ての児童生徒により安全でよりおいしい給食を提供することを目的とする。

あわせて、食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる附帯機能を整備することなどにより、新たな給食センターが安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトである「若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場」の実現に寄与する施設となることを期待するものである。

2 基本的な考え方

本事業は、事業者が施設を設計・建設し、維持管理・運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

(1) 安全管理・衛生管理

学校給食衛生管理基準等に基づく安全管理や衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食を提供する。また、アレルギー対応食については、専用調理室を設置し、他の調理作業と区別して安全に調理する。

(2) 効率的な調理環境

供給食数や献立に応じた作業空間と機能性、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確認し、作業効率の向上と働きやすい室内環境を整備する。

(3) 適切な温度管理による安全な配送

周辺環境への影響や安全面に十分に配慮した配送計画を作成した上で、保温・保冷機能に優れた食缶により、給食を安全に配送し、調理後 2 時間以内の喫食を実現する。

(4) 環境負荷の低減

建設場所が住居地域であることを踏まえ、学校給食センターの建設工事期間・運営期間を通じて臭気・騒音・振動対策などを徹底し、周辺地域の環境を保全するとともに、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用などエネルギー消費量の削減に努め、環境負荷の低減を図る。

(5) 食育に関する情報発信・地域活動等の活性化への貢献

食育に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる会議室やオープンスペース、キッチンスタジオなどを整備した上で、調理実習会や試食会の実施、健康的な食事に関する情報提供など広く市民を対象とした食育推進活動を実施するとともに、隣接する多目的交流広場と連携した週末イベントなどを実施する。

(6) 施設を活用した自主事業（任意）

学校給食の提供を行わない時期や時間帯における調理場の有効活用を図るため、事業者による学校給食センターを活用した自主事業の実施を可能とする。

3 事業概要

- (1) **事業用地** 広島市安佐北区可部南二丁目（安佐市民病院南館跡地）
- (2) **用途地域** 第一種住居地域
※建設に当たっては、建築基準法第48条第5項ただし書きの許可が必要となる。
- (3) **敷地面積** 10,204.99 m²（南館跡地全体の敷地面積 18,896.52 m²）
- (4) **調理能力** 12,000 食／日
※米飯については約 4,000 食／日から段階的に提供食数を拡大（最大約 12,000 食／日）する。

4 事業方式

公設民営（DBO方式）

5 事業スケジュール

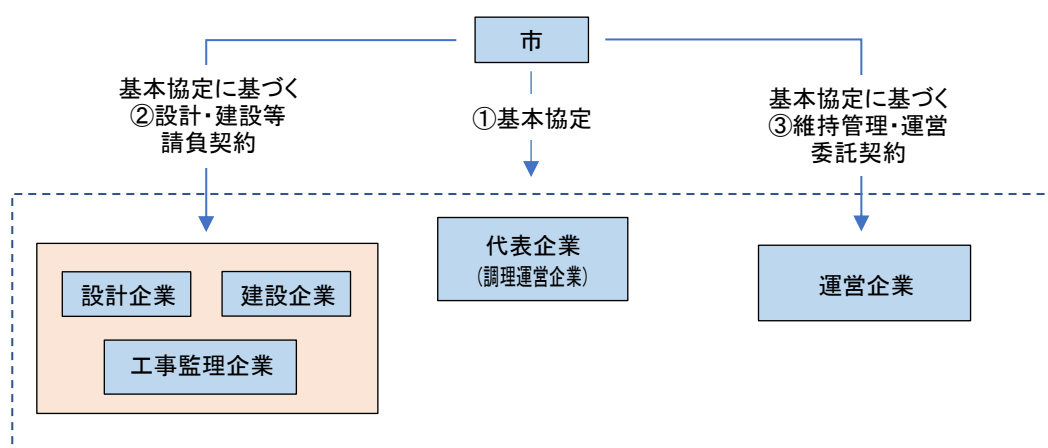
事業契約締結	令和5年12月
設計・建設期間	令和5年12月～令和7年10月（1年11か月間）
開業準備期間	令和7年11月～令和7年12月（2か月間）
維持管理・運営期間	令和8年1月～令和23年7月（15年7か月間）

6 契約形態

市は、本事業に係る施設整備業務、開業準備業務、運營業務等を一体の事業として発注するため、落札者と基本協定を締結する。

また、市は基本協定に基づき、設計企業、建設企業、工事監理企業と「設計・建設等請負契約」を締結するとともに、運営企業と「維持管理・運営委託契約」を締結する。

【契約形態のイメージ】



第2 募集及び選定に関する事項

1 選定方法

総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）

2 選定スケジュール

日 程	内 容
令和5年3月31日	事業概要（素案）等の公表
令和5年5月23日	第1回選定審議会（落札者決定基準案等の審議）
令和5年5月31日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和5年9月1日～15日	提案書等の受付
令和5年10月中旬	第2回選定審議会（提案書に関するプレゼンテーション審査）
令和5年10月下旬	第3回選定審議会（答申（審査講評）案の審議）
令和5年11月上旬	落札者の決定及び公表、仮契約締結
令和5年12月	事業契約締結

3 入札参加資格

本事業では、設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業を構成員とする事業者グループを入札参加者とする入札を実施するため、全ての構成員に共通する参加資格を定めるとともに、各構成員に係る個別の参加資格として同種の工事・業務の履行実績等を求めるものとする。

4 選定審議会の設置

事業者の選定についての審議及び審査を行うため、学識経験者や市職員等で構成する「広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会）」（以下「選定審議会」という。）を設置する。

選定審議会は、下表の委員で構成される。

（敬称略）

区 分	委員氏名	所属等
給食経営管理	渡部 佳美	広島女学院大学 人間生活学部 管理栄養学科 教授
食育推進	山本 妃奈子	広島文教大学 人間科学部 人間栄養学科 准教授
食品衛生	北原 明生	一般社団法人広島市食品衛生協会 次長
建築	栗崎 真一郎	広島工業大学 工学部 建築工学科 教授
財務	橘 俊夫	橘公認会計士事務所 公認会計士
保護者	西林 昌則	広島市PTA協議会 安佐北区会長
学校関係	坂口 由紀子	広島市立三入小学校 校長（小学校長会推薦）
学校関係	宮奥 紀恵	広島市立三入中学校 校長（中学校長会推薦）
地域活性	松尾 雄三	広島市企画総務局地域活性化調整部長

Ⅱ 要求水準書

第1 総則

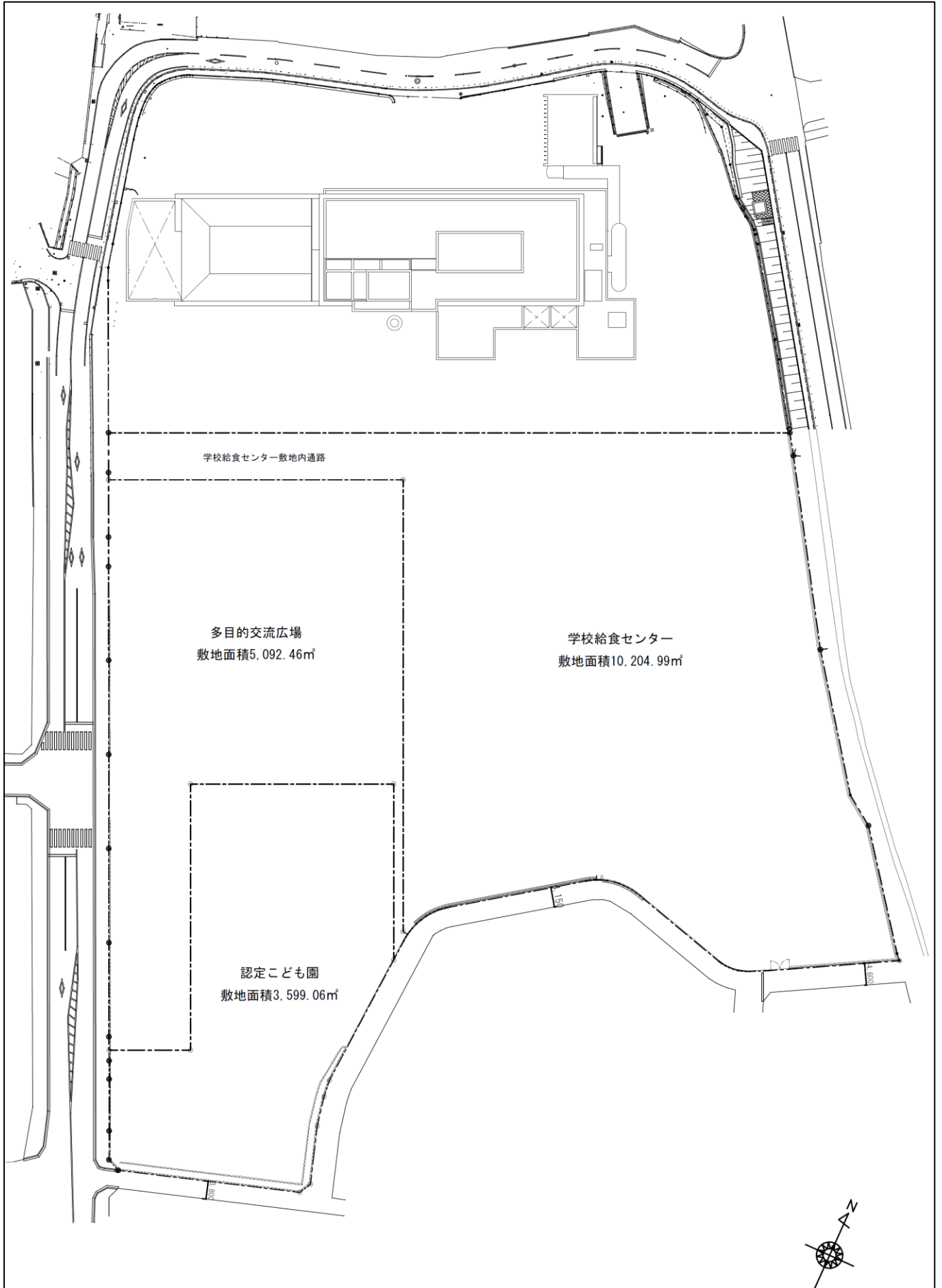
1 敷地概要

区 分	内 容
建設予定地	安佐市民病院南館跡地（安佐北区可部南二丁目）
用途地域	第一種住居地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
防火・準防火地域	指定なし
日影規制	規制あり
開発行為	不要
敷地面積	10,204.99 m ² （南館跡地全体の敷地面積 18,896.52 m ² ）
インフラ整備状況	下記インフラ接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い、事業者の負担で整備すること。提案に当たっては、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。 ア 上水道 西面道路に水道管（Φ200mm）が敷設 イ 汚水・雨水 西面道路に下水道管（Φ500mm）が敷設 ウ ガス 敷地周辺道路へのガス管の敷設なし エ 電力 西面及び南面道路に架空配電線あり オ 電話等の通信回線 引込方法については事業者の提案によるものとする
最大浸水深	0.5m～1.5m
残置工作物	なし
周知の埋蔵文化財包蔵地	該当なし

2 敷地の留意点

- (1) 建設予定地は第一種住居地域であることから、同地に学校給食センターを建設するためには、建築基準法第48条ただし書きの許可を得る必要がある。
- (2) 本件建物に設置した調理機器やキュービクル等が浸水しないよう、施設整備を行うこと。
- (3) 市が整備を行う多目的交流広場及び認定こども園との一体的な整備となることに十分留意すること。
- (4) 敷地南側道路は幅員が狭く見通しが悪く、また、近隣住民の安全性確保のため、車両の進入口を設けないこと。

【建設予定地敷地図】



3 施設概要

(1) 提供食数

ア 最大 12,000 食／日程度の調理能力を有するものとする。

イ アレルギー対応食数は、提供食数の約 1%（120 食／日）を想定している。

(2) 献立方式

ア 主食：ご飯（週 4 回）、パン（週 1 回）

イ おかず：2 献立

(3) 施設形態

ア ドライシステムを採用する。

イ 給食エリアは、1 階配置を基本とする。

ウ 炊飯設備を整備する。混ぜご飯、炊き込みご飯など、下処理が必要な米飯調理も想定している。

エ 市職員用事務室と食育エリア（研修室、調理実習室、オープンスペース及び見学スペースなど）は同一の階の配置を基本とし、市職員等と食育エリアの利用者が共用で利用可能な出入口を配置する。

4 配送校

(1) 稼働当初の配送校

区分	小学校	中学校
現可部地区学校給食センターの受配校	可部小、亀山小、亀山南小、鈴張小、飯室小 [5 校]	可部中、亀山中、清和中 [3 校]
選択制のデリバリー方式を採用している中学校	—	白木中、高陽中、落合中、日浦中、亀崎中、三入中、口田中、広島中等教育学校、安佐中、安佐南中、城山北中 [11 校]
自校調理方式を採用している学校	井原小、志屋小、高南小、三田小、狩小川小、深川小、亀崎小、真亀小、落合東小、大林小、三入小、可部南小、筒瀬小、日浦小、三入東小、八木小、川内小 [17 校]	—

(2) 稼働翌年度以降の配送校（予定）

移行年度	学校名
令和 8 年度	落合小
令和 9 年度	倉掛小
令和 13 年度	安西中・高取北中・東原中
令和 14 年度	口田東小

移行年度	学校名
令和 15 年度	口田小
令和 17 年度	梅林小
令和 19 年度	城南中

第2 業務内容

次の業務について、基本方針、実施体制、対象業務及び要求水準等を定めている。

業務名	内 容
施設整備業務	本件施設等の整備及び整備に付随して必要な各種業務、調理設備の調達、什器備品調達、食缶等調達、配送車調達業務
開業準備業務	維持管理業務、運営業務を実施するに当たり必要な準備業務
維持管理業務	本件施設、什器備品等の維持管理業務
運営業務	本件施設での調理・運営業務

第3 施設等の要求性能

1 本件施設の概要

本件施設は、最大 12,000 食／日の調理能力を有するものとし、給食エリアと一般エリアで構成される。

給食エリアは作業区域と一般区域、一般エリアは市専用エリア、事業者専用エリア、共用エリア及び食育エリアで構成され、提供食数、献立等に応じた作業空間と機能性があり、仕事の流れに応じて作業が適切に行えるように整備すること。

また、本件施設は、以下の主要諸室及びその区分を基本とする。施設面積は事業者の提案によるものとし、衛生面、機能等に支障がなければ、施設の構成を変更することも可能とする。

区 分		諸室等
給食エリア	作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、肉・魚・卵下処理室、野菜下処理室、冷蔵室・冷凍室、食品庫、計量室、食油庫、貯米室、洗米室、廃棄物庫 等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、回収前室、残渣処理室、重汚染物洗浄室、汚染区域用器具洗浄室（検収・下処理ゾーン）、洗剤庫 等
		[調理ゾーン] 上処理室、調理室（煮炊き）、揚げ物・焼き物室、和え物室、炊飯室、アレルギー対応食調理室 等 [洗浄ゾーン] 非汚染区域用器具洗浄室 [配送・コンテナプールゾーン] コンテナ室、配送風除室 等
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、配送員控室、洗濯・乾燥室、調理従事者用更衣室（男女別）、調理従事者用トイレ、物品・備蓄品保管室 等
	一般エリア	市職員用事務室（執務室、更衣室）、書類・物品保管室 等
一般エリア	事業者専用エリア	事業者用事務室、調理従事者専用玄関、 等
	共用エリア	市職員・一般市民用玄関、共用トイレ、多目的トイレ、エレベーター・廊下等 等
	食育エリア	研修室、調理実習室（キッチンスタジオ）、オープンスペース、見学スペース（食育展示スペース含む）

2 施設等の性能

(1) 全般

ア 災害時における機能維持

敷地は、約 1.5m の最大浸水深が想定される。国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所の「太田川浸水想定区域図閲覧システム」に示される約 1.5m の浸水が発生した場合においても、本件建物に設置した調理機器やキュービクル等が浸水しないよう施設整備を行うこと。あわせて、災害により施設の一部に被害が生じた際も早期に回復・復旧させる計画とすること。

なお、提案に当たっては、工期やコスト面についても十分に考慮すること。

イ 環境負荷への配慮

環境負荷低減・環境保全等の観点から、環境への負荷の少ない施設・設備とし、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用すること。特に光熱水費の低減に資する事業者の創意工夫による具体的な取組の検討を期待する。

ウ 周辺環境への配慮

日照や施設の防音対策、防臭対策、車両の出入りによる安全対策及びその他の対策を行い、近隣への影響の低減に配慮すること。また、本件施設の工事期間に当たっても、近隣へ与える影響に十分配慮すること。

建設予定地は第一種住居地域であり、学校給食センターを建設するためには建築基準法第 48 条第 5 項ただし書きの許可を得る必要がある。これを踏まえ、住環境に悪影響を与えないように、隣接する道路や他の土地との間にバッファゾーンとなるような緑地等を敷地内に設けるとともに、騒音・振動についても次の環境基準を上回る厳しい内部規制を課し敷地外に漏れないようにし、交通についても敷地内に道路を設け自動車交通の負荷を吸収し敷地外への交通負荷を生じさせないようにするなど、徹底した環境対策を施し、現在の住環境を維持・改善できる計画とすること。

第4 附帯事業

本事業では、安佐市民病院跡地活用推進協議会において了承された跡地全体の活用コンセプトを踏まえ、単なる調理場ではなく、食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる附帯機能を整備することとしており、具体的な内容については次のとおり事業者に提案を求める。

1 諸室等の整備

食に関する情報発信、地域住民の様々な活動に利用できる以下の諸室は必置とし、更なる食育の推進や地域活動の活性化に資する諸室等の整備については事業者からの提案を求める。

【必置の諸室等】

諸室等	概要及び主な要求事項
研修室	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の様々な活動、児童生徒の社会見学、各種研修や講習など多目的に使用可能な室とする。・80名程度（40名×2クラス）の児童生徒を受け入れることができる広さを確保すること。・可動間仕切りにより、3～4部屋の分割利用が可能であること。
調理実習室 （キッチンスタジオ）	<ul style="list-style-type: none">・調理実習や多目的交流広場と連携した食のイベント等で一時的な食事提供が可能となる機能を備えた室とする。・室内で調理が可能な調理台（1台あたり6名程度着席）、オーブン、冷蔵庫、冷凍庫、手洗い設備や換気扇を設置すること。
オープンスペース	<ul style="list-style-type: none">・食育エリア及び多目的交流広場を利用する一般市民等が、自由に入出入りして利用できるテーブル・椅子などを備えたスペースとする。・施設内だけでなく、1階や2階の屋外にテラスを設置するなど、一般市民等が気軽に立ち寄ることができるスペースとなるよう工夫すること。
見学スペース （食育展示スペースを含む。）	<ul style="list-style-type: none">・給食調理場の見学が可能であり、見学通路内に食育関連の情報提供に係る展示を備えたスペースとする。・80名程度（40名×2クラス）の児童生徒が順次見学可能な通路を設置し、見学者が滞留することに配慮して十分な通路幅を設けること。

2 諸室等を活用した事業者による取組の実施等

上記の諸室等を活用した食育推進活動、隣接する多目的交流広場等と連携したイベントの実施など、若者や子育て世代を中心に多世代が集い憩える場となるような定期的な取組に係る提案などを求める。

3 諸室等の更なる活用に向けた取組の企画

本事業内での実施を前提とするものではないが、市との連携や他事業者の誘致などにより実現の可能性がある取組や、将来的には実現できる可能性がある取組などに関する企画の提案を求める。また、これらに要する経費の負担方法についても合わせて提案を求める。

4 諸室等の維持・修繕等の管理

諸室等の維持・修繕・警備等の業務は、本事業の維持管理業務に含める（事業者において実施する。）。給食センター閉場時に一般市民が利用できるよう、諸室等を開放した上で、出入口の開錠・施錠、諸室利用者への鍵の受渡しなどを行うことを求める。

※市職員が勤務している時間帯は、市が直営で実施する。

第5 自主事業（任意）

本事業では、学校給食の調理を行わない時期や時間帯において運営事業者が調理場を活用した自主事業を実施することを可能とし、財政負担の軽減、施設の有効活用を図ることとしている。

1 目的外使用許可及び使用料等の徴収

本件施設は、地方自治法（以下「法」という。）第 238 条第 4 項に規定する行政財産となるため、事業者の自主事業で使用させる場合は、法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用として、学校給食の実施を妨げない限度においてその使用を許可し、目的外使用料を徴収する。

また、調理場の使用に当たっては、調理場内の釜、フライヤーや洗浄機などの調理設備の使用も想定しているが、これらの調理設備については、本市では物品として位置づけていることから、物品管理規則に基づき貸付を行い、貸付料を徴収する。

2 使用料等の算定

建物・建築設備*・物品（調理設備）の減価償却費をベースに使用時間に応じた額を目的外使用料・貸付料として徴収する。

※建物と一体不可分である電気・ガス設備、給排水設備、空調設備など

3 事業者選定時における自主事業の提案に対する評価等

(1) 評価

事業者の選定に当たっては総合評価一般競争入札方式を採用することとしており、価格と提案内容を審査した上で評価を行うこととなるが、自主事業の実施に伴う目的外使用料等の納入する場合は、価格の審査を行う際、「入札額」から「使用料等の納付見込額」を差し引いた額を入札額と同等とみなし評価を行う。

(2) 提案事項の遵守

自主事業の実施に係る提案内容は、本市と運営事業者が締結する「維持管理・運営委託契約書」に定め、維持管理・運営期間中、納付見込額以上の使用料等の納付を求めることとする。